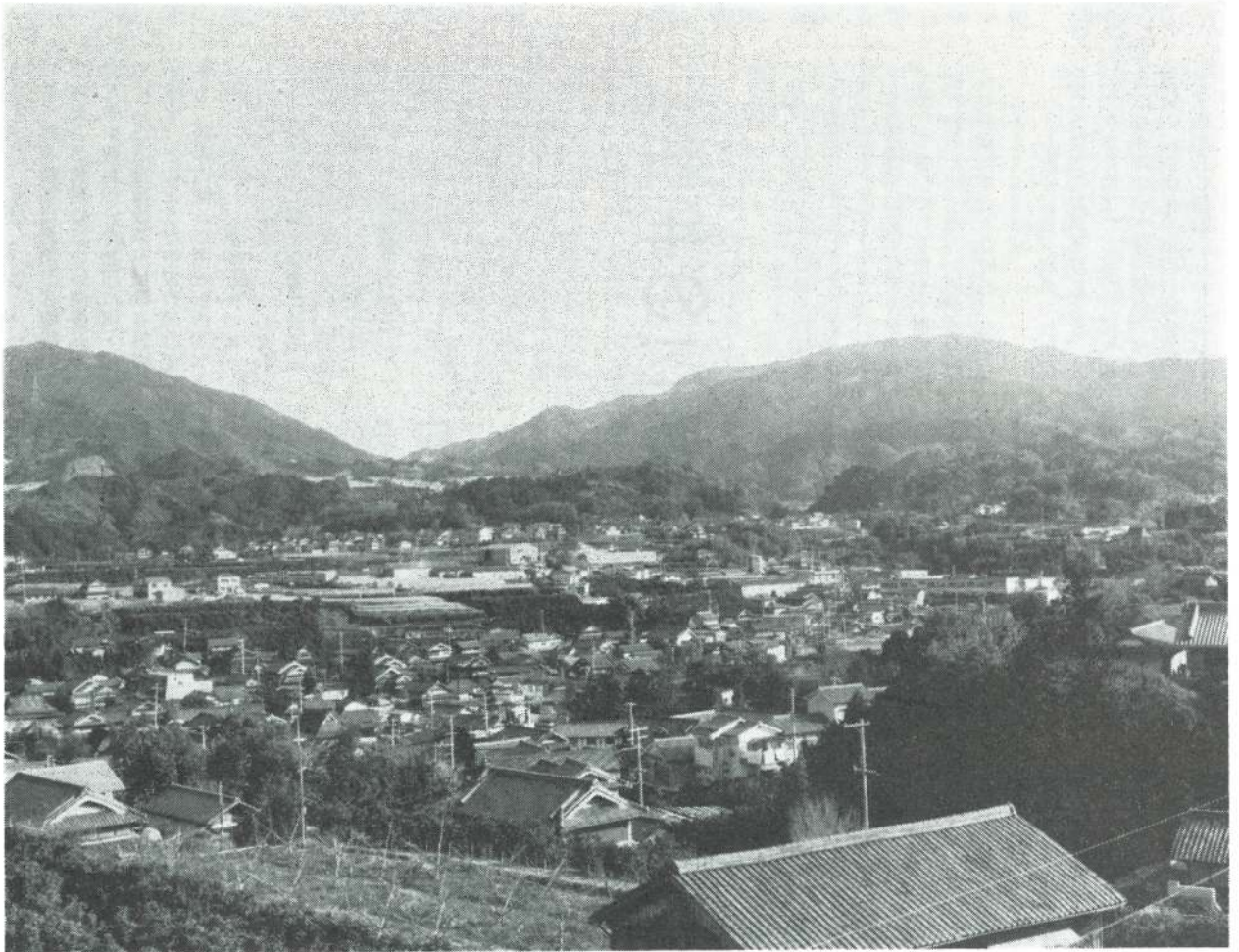


昭和58年 1 月10日号

広報 ちばやあかたか

第126号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081 編集 企画広報課

▷人の動き◁
世帯数および人口
(昭和57年12月末日現在)
世帯数 1,927戸
人口 7,770人
男 3,766人
女 4,004人



迎春

自然と調和した明るく

住みよい魅力ある村づく

りのために…

今月号の主な内容

- | | |
|----------------|-----|
| ◆ 村長・議長新春のあいさつ | 2 頁 |
| ◆ 村府民税の申告 | 3 頁 |
| ◆ 自主納税に御協力を | 3 頁 |
| ◆ 老人医療費助成制度 | 4 頁 |
| ◆ 歳末助け合い運動実績報告 | 4 頁 |
| ◆ 麻しんの予防接種 | 5 頁 |
| ◆ 保育所入所申請 | 5 頁 |
| ◆ 水道の冬じたく | 6 頁 |
| ◆ 心と力をひとつに | 7 頁 |
| ◆ 小・中学校就学案内 | 7 頁 |
| ◆ 行事予定表 | 8 頁 |



村長 山本庄三

明けましておめでとございます。村民の皆様には清々しい昭和五十八年の新春をお迎えのことと存じ心からお祝いを申し上げます。平素は、村政の推進に關しまして格別の御理解と御協力を賜り謹んで厚く御礼を申し上げます。特に昨年は、本村でも例を見ない災害が発生し、村民の皆様の日常生活に多大の御迷惑をおかけいたしましたことを心からおわび申し上げます。



議長 太溝 巖

昭和五十八年の新春を迎え議會を代表して村民の皆様にご挨拶と新年の御祝詞を申し上げます。旧年中は議會運営に對し御指導、御鞭撻を賜わり厚く御礼申し上げます。昨年の八月には台風十号及び集中豪雨により甚大な被害を受け、村民の皆様方には大変ご迷惑をおかけしております。その後の災害復旧については、最優先と考え、予算の確保と復旧対策については我々議會としても努力を致しております。

げます。

さて、一昨年以来第二次臨時行政調査会が発足し、いわゆる「増税なき財政再建」を旗印に国・地方にわたる行政改革が推進されています。そのような中で政局は変動し、鈴木内閣から中曽根内閣へと内外のきびしい情勢とあいまって昭和五十八年がスタートしたわけでありま。特に世界の経済の低迷と、輸出国日本にとって貿易不均衡による外国からの圧力は、昨年よりの大きな政治課題として持越されております。

又、内にあつては、内需の停滞により、国内産業も伸び悩み、これらの要因による国税三税（法人所得、酒税）を主とする税収の落ち込みも、五十六年につづいて経

新年のごあいさつ

又、昨年十一月には鈴木内閣から中曽根内閣に変わり、行政改革を強力におし進めようとしてまいりました行政改革の基本は我々がかねてから主張している如く、地方分権の強化と国・地方を通ずる行政の簡素効率化でなければならぬと考えております。

今年も昨年同様、内外の情勢は厳しく世界的経済不況により、完全失業者の増加にともなう輸入規制、関税率の引下げ、徹廃、又、農産物の自由化、市場の開放等、米開始EC諸国からの要求が益々増加し、多難な状況に有ります。

済成長が予定通りいかなければ、五十七年度は更にその額が増え五兆円から六兆円になるだろうと予想されております。これは地方交付税に大きな影響を受けることになり、地方財政にとりましてもまさに深刻な事態と言わざるを得ません。それと、又昨年は、異例とも言うべき国家公務員の人事院勧告の凍結に伴い、地方公務員につきましても同様措置を求められており、国の予算は五十七年度のゼロシーリングから五十八年度はマイナスシーリングと国・地方共まことにきびしい試練に直面いたしております。

こうした中で昭和五十八年度予算については、国内の景気の後退により税収の伸びも急激に鈍化するに至り、昭和五十七年度においても五兆円から六兆円の大増収が見込まれ、各省庁の概算要求の段階ではマイナスシーリングを採用し要求額を抑制されようとしております。そうした状況下において村予算についても地方交付税の減額、さらには人口の推移からは大幅な増収は望薄であります。しかし、住民の要望も年々多様化しており、災害復旧、福祉の向上、学校教育の充実及び農林業の推進

による効率的な運営を強く求められいるところであります。申すまでもなく地方公共団体は、住民福祉の向上を図るため存するものであり、住民サービスを提供することが仕事である以上、村民の皆様には「じつと我慢」だけでは許されずきびしい財政再建の下でも行うべき行政は、やはり予算を確保して行わねばなりません。

本村の五十八年度予算編成につきましても私といたしましては、総合計画に示されております基本施策を実行すべく具体的な事業内容の検討を進めており、村議会共々村政発展のため微力をつくす覚悟でございます。年頭に当りまして、村民の皆様御協力を切にお願い申し上げますとともに、御多幸と御繁栄を心からお祈り申し上げ新年のごあいさつといたします。



富田林青年會議所主催の交通安全チャリティーバザーによる収益金により地域住民の交通安全意識の高揚を高めるために、左記の通り贈呈していただきました。

- 一、懸垂幕 二本
- 一、ミニバイク交通安全看板 二十本

今後、皆さん一人ひとりの交通安全を願いたいものです。



一月十六日から 村・府民税の申告受付

三月十五日まで

五十八年度の村・府民税の申告受付が、二月十六日から始まります。

この申告によって、あなたの村・府民税額が決まる大事なものですので、三月十五日までに必ず申告してください。

きは所得の内容照会や実態調査を行うことになり、皆さんにお手数をかけたり、村・府民税に関連する各種証明書の発行もできませんのでご注意ください。

申告書は二月上旬に郵送しますが、届かない人や書き方のわからない人は、税務課村民税係へお問合せください。

所得税還付申告 (住宅取得控除) 譲渡所得の申告 受付

村では富田林税務署と共催で給与所得者の方で、住宅取得控除(還付)を受けられる方と、一般の方で譲渡所得の申告をされる方のために受付を行いますので、この機会に多数ご利用されるようお願いいたします。

●会場 千早赤阪村小吹台連絡所
●日時 昭和五十八年二月十四日



(午前十時から午後四時まで)
なお所得税の申告書及びその記載例は役場税務課、小吹台連絡所に備え付けてあります。

源泉徴収の届出は

一月三十一日までに

源泉徴収票等の法定調書の提出期限は一月三十一日までとなっております。

次のとおり期限内にお忘れなく提出されるようお願いいたします。

(用紙は送付済)

▽所得税及び相続税法による法定調書は税務署へ。

▽地方税法による給与支払報告書は市町村(税務課)へ。

市町村での所得税確定申告の受付について

所得税確定申告(昭和五十七年分)の市町村役場税務課での受付(譲渡所得・住宅取得控除・中古住宅)については取扱いはできませんので直接富田林税務署へ申告してください。

富田林市若松町西二丁目一六九七一 富田林税務署
〇七二二二四一三三八一

確定申告

説明会のご案内

昭和五十七年分の所得税(府民税・市町村民税の申告期)になりました。

申告期間は二月十六日から三月十五日までですが、市町村では南河内府税事務所及び富田林税務署の三者共催による所得税・府民税・市町村民税の申告書の書き方や申告手続き及び青色決算申告の説明、並びに譲渡所得の申告書の書き方について、次のとおり説明会を開催しますので多数参加ください。

日 時	会 場	所 在 地	電 話
2月1日(火) 14時~16時30分	藤井寺市民総合会館	藤井寺市北岡	0729(39)7020
2日(水)	富田林市民会館	富田林市葉ヶ池町	07212(5)1171
3日(木)	河内長野市民会館	河内長野市野作町	0721(53)5581
4日(金)	羽曳野市民会館	羽曳野市鶯田	0729(58)2311
7日(月)	美原町中央公民館	美原町黒山	0723(62)2551
8日(火)	狹山町役場	狹山町池尻	0723(66)0011

サラリーマンのための

所得税還付申告書

給与所得者の大部分の人は、年末調整によってその年の所得税額が精算されますが、年末調整の対象とならない医療費控除などの適用により税額の還付を受けようとする場合には確定申告が必要となります。

なお、サラリーマンには簡易な還付申告書が設けられていますので自分で書いて提出してください。

(1)医療費を支払ったとき
あなたがあなたの家族が病気をしたりけがをしたりして多額の医療費を支払ったとき、①控除の対象となる医療費とは、医師や歯科医師に支払った診療代、治療代あるいは治療や療養のために必要ないは医薬品の購入費等、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えないものをいう。

なお、保険金などにより補てんされた金額は支払った医療費から控除しなければなりません。

(2)支払った医療費の領収書を添付
あなたが支払った医療費がその年の所得の一割を超え、その超える金額を所得金額から差引く方法です。また損害額には災害に直接関連して支出した費用も含まれます。

(3)住宅資金の積立をしているとき
本人が住むための住宅や土地を購入するために、一定の要件を備えている住宅貯蓄契約に基づいて銀行などに積立等をした場合には今年中に積立等をした金額に一定の割合を掛けた額が「住宅貯蓄控除」として税額から控除されます。

(4)災害を受けたとき
地震、火災、風水害などの災害により住宅や家財に損害を受けたときは、所得税が軽減されたり免除されたりしますがその方法として①雑損控除による方法、②災害減免法による方法の二つがあります。

(5)雑損控除……損害額がその年の所得の一割を超え、その超える金額を所得金額から差引く方法です。また損害額には災害に直接関連して支出した費用も含まれます。

(6)災害減免法……その年の所得金額が四〇〇万円以下の人が災害を受け、その損害額が住宅や家財の二分の一以上であるときに適用され、所得金額に応じて所得税が軽減されます。

自主納税にご協力を!!

昭和五十七年度の固定資産税・府民税・軽自動車税の納期限は昨年末日で全部終了致しましたが、まだ一部、未納のある方は、早急に金融機関、または役場で納付してください。なお、納付書がない場合は役場税務課徴収係までご連絡ください。

2月1日から

老人医療費

助成制度が変わります

現在、六十五歳以上のお年寄りが病気で治療をうけた場合「老人医療費助成制度」で患者負担分を公費で負担していますが、二月一日から老人保健法が施行され、七十歳以上のお年寄りに一部負担金が求められることになりました。

このため六十五歳から六十九歳までの村条例制度については、今後共継続致しますが、負担能力のある方には、七十歳以上の方と同様の一部負担をしていただくことになりました。新しい制度の内容は次のとおりです。

◆老人保健法の実施

老人保健法における医療の給付については、現行の老人医療費助成制度と異なり、所得にかかわらず、七十歳以上のすべての方が対象となります。また、老人の医療費を国民が公平に負担し合うという考えから、国・府・市町村と医療保険の保険者が出し合ってまかなうほか、お年寄りの患者にも無理のない範囲で一部を負担していただくことになっています。

◆老人保健法による

一部負担金

この一部負担金は、お年寄りが受診の際医療機関の窓口で支払うこととなります。その額は、次のとおりです。

通院の場合……一カ月につき四〇〇円(月の最初の診療日に支払う)です。

例えば、内科だけの場合は一カ月四〇〇円ですが、内科と眼科の診療をうけた場合は、医療機関ごとにそれぞれ一カ月四〇〇円負担することになります。

入院の場合……二カ月を限度として一日につき三〇〇円を負担していただき、以後何カ月入院されても一部負担金を支払う必要はありません。(健康保険の被保険者本人の場合は五十日が限度です)

◆村条例制度の老人

医療は今後も継続

本村の六十五歳から六十九歳までの老人医療費助成制度は、すでに十年余にわたって実施され、継続を望まれていますので、今後共続けてまいります。その際、所得制限(二人世帯)は三〇〇万円から三八〇万円に引き上げて対象の範囲を拡げることになっています。

この場合、七十歳以上の方々のつりあいを考えて、負担能力のある方には、一部負担金を医療機関の窓口で支払っていただくこととなります。

次に掲げる方(七十歳以上の方を含む)には負担していただく必要が配慮されています。

老人医療本人所得制限

扶養人数	改正前		改正後	
	収入額	基準額	収入額	基準額
0	2,500,000	1,600,000	3,363,000	2,240,000
1	3,000,000	1,950,000	3,800,000	2,590,000
2	3,414,000	2,281,200	4,163,000	2,880,000
3	3,828,000	2,612,400	4,525,000	3,170,000
4	4,210,500	2,918,400	4,886,000	3,460,000
5	4,573,000	3,208,400	5,250,000	3,750,000

(注) 扶養義務者の所得制限なし

①他の医療費公費負担制度の適用を受けていた方(例えば、重度障害者、結核予防法、精神衛生法の適用を受けている患者など)
②村民税非課税世帯で、負担能力に欠けると認められる世帯に属する方

老人保健法や老人医療費助成制度は二月一日から実施され、現在より対象範囲が拡大されます。

20歳になったら
国民年金に
加入しましょう

保険料は
1カ月 5,220円です
昭和58年4月から
5,830円になります

国民年金の取扱う社会保険

事務所が一月から変わりました

大阪府では、かねてより社会保険事務所の総合的な体制を図り、行政サービスを提供するため、五十八年一月から、天王寺社会保険事務所で、健康保険、日雇労働者健康保険、厚生年金保険とともに本村の国民年金に関する事務も取扱うことになりました。

これに伴い、従来の国民年金大阪第四社会保険事務所は閉鎖されます。

天王寺社会保険事務所
〒543 大阪市天王寺区悲田院町7の6 電話(772)7531

●国民年金の取扱区域
天王寺区、阿部野区、富田林市、河内長野市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、南河内郡。

●厚生年金保険、健康保険、日雇労働者健康保険取扱区域
右に同じ。

歳末助け合い運動

実績報告

昨年末実施しました歳末助け合い運動には村民の皆様方に暖かいご援助を賜わり、好成績をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。なお、実績はつぎのとおりです。

▼募金額 八七四二四七円

内訳

一般の部(二九四件)
六七四六〇〇円
団体・法人等(三三件)
一八七〇〇七円
その他(募金箱)役場
一六四〇〇円
配分額 五一五〇〇〇円

▼要保護世帯見舞金

施設措置者・児見舞金 一五三〇〇〇円
心身障害児見舞金 六四〇〇〇円
ねたきり老人見舞品 一四五〇〇〇円
就学援助児見舞品 八四〇〇〇円
善意銀行へ預託 三五九二四七円
長期入院患者見舞金 五〇〇〇円

歳末助け合い運動に
ご寄付

このたびは細工で今年のエトにちなんだインシシを作りその販売収益金を歳末助け合い運動の基金にご寄付くださいました。

一金一〇〇〇〇〇円也
千早赤阪村大字中津原 三七二番地

上野 弘殿

ご厚志を深く感謝申し上げます。恵まれない人達が明るいお正月を迎えられるように活用させていただきます。

千早赤阪村共同募金会

善意銀行への預託

このたび、亡父伊三殿の粗供養として、暖かい愛情のこもる預託をいただきました。

一金二〇〇〇〇円也

千早赤阪村大字小吹

九八〇番地

武田 悦光殿

預託者のご厚志に厚く感謝いたします。お預り致しました善意は目的に最大の効果があがりますよう活用させていただきます。

千早赤阪村社会福祉協議会

麻しん(はしか)の予防接種

かかりつけの医院で接種を

麻しん(はしか)は、高熱、発しんを特徴とするきわめて伝播力の強い伝染病で小児がかかることと高熱により肺炎、中耳炎を併発することがあり、ときには脳炎をおこして死亡することもある恐い病気です。

本村では、富田林医師会の協力を得て、左の表の各医療機関で、はしかの予防接種を実施しますが一部の子どもに発熱や発疹などの臨床反応がありますので、子どもの健康状態が一番よいときに、かかりつけの医院で受けてください

- ① 費用 無料
② 受けられない人
③ 発熱している人や体の弱っている人
④ 一年以内にひきつけをおこした人
⑤ 一カ月以内に小児マヒ・BCG風しんの予防接種を二週間以内にその他の予防接種を受けた人
⑥ 心臓、肝臓、腎臓疾患等の重い病気がかかっている人
⑦ 三カ月以内にはしかの予防等でガンマグロブリン注射をした人
⑧ 兄弟姉妹や遊び仲間ではしかにかかっている子どもがなければ受けてください
⑨ 注意事項
⑩ 医院に行く前に必ず体温を測定してください

- ⑪ 医院に備えつけの「麻しん予防接種申込書及び問診票」に保護者の方が責任をもって正しく記入し捺印のうえ母子健康手帳を備えて提出してください
⑫ 母子健康手帳や印鑑を忘れた方は、この予防接種はできません
⑬ 役場住民課衛生係で再発行を受けてください
⑭ 予防接種後の入浴は、接種当日と接種後七日目から五日間はさけてください
⑮ この予防接種は、子どもをかるいはしかにかかった状態にしますので、接種後二週間は健康状態に気をつけてください
⑯ 予防接種後、医師から「接種後の注意事項」が渡されますのでよく読んで保存してください
⑰ 接種後七日から十二日頃に一日から二日ぐらゐ熱がでたり、発しんがでたりすることがあります

医療機関名	接種日時と時間	所在地	電話
千早赤阪村診療所	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～11時 午後2時～3時 (水・金・土午前のみ)	千早赤阪村大字水分156の1	07217-2-4838
東條 隆 医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後5時～6時 (土曜日午前のみ)	千早赤阪村大字森955	07217-2-6347
堀野 医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～11時	富田林市富田林町29番12号	07212-3-3013
杉田 医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時30分～11時30分 午後5時～7時(水・土午前のみ)	富田林市富田林町32番25号	07212-3-2314
松浦 医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～11時30分 午後5時～7時 (水・土午前のみ)	富田林市幸町1丁目1番31号	07212-3-2336
江村 医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後5時～6時	富田林市幸町2丁目3番2号	07212-3-2846
藤岡 医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後5時～6時	富田林市本町19番9号	07212-3-2019
平田 医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後5時～6時 火・水・土(午前9時～11時)(日祭日除く)	富田林市富田林町12-33	07212-3-2034
武田 医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後5時～6時 (火・土曜日午前のみ)	富田林市富田林町14-16	07212-3-2639
奥山 医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～11時	富田林市富田林町11番2号	07212-3-6123
仲谷 診療所	火曜日 午後1時～2時	河内町大字寺田132番4	07219-3-3501
P L 病院	月曜日・第4水曜日 受付 午後1時～2時	富田林市大字新堂2182	07212-4-3109
富田林病院	水・金 午前9時～12時	富田林市大字山田4592	07212-9-1121
尾山 医院	火曜日 午前10時～11時	富田林市竜泉629-1	07212-4-3139
広谷 医院	月・火・水・木・金・土 午前9時30分～11時30分 午後5時～7時(水・土除く)	河内町大字1-4-9	07219-3-3857
大岡医院 大伴診療所	月曜日 午前9時30分～12時	富田林市北大字325番地	07212-4-1781
杉田小児科医院	月・火・水・木・金・土 午前9時～12時 午後5時30分～8時 (水・土午前のみ)	富田林市富田林町6番3号	07212-5-7888
東條内科医院	月・火・水・木・金・土 午前9時～12時(土・日除く) 午後5時～7時	富田林市幸町2丁目3番18号	07212-1-3581
天城 医院	月・火・水・木・金・土 午前9時～12時(土・日除く) 午後5時～7時	太子寺町1188の24	07219-8-1161
木下 医院	月・火・水・木・金・土 午前9時～11時30分 午後5時～7時(水・土除く)	富田林市坂井町1丁目14-24	07212-3-2338
高田小児科医院	月・火・水・木・金・土 午前9時～12時 午後5時～7時(土曜日を除く)	富田林市富田林町	07212-3-2666

役場住民課
二〇〇八

⑧ 接種後は他の予防接種は月間は一かた受けられませんが、診察を受けることができます。念のため予防接種を受ける際には、麻しんの予防接種と関係ないと言われたいです。

一定例赤ちゃん会開催

赤ちゃんについての育児健康相談等下記の日程どおり実施致しますので、最寄りの場所へおいでください。なお3才児になられた方は、3歳児健康診査を富田林保健所で毎月第1・3金曜日の午後0時30分より1時まで受付を行っておりますので受けられる方は筆記用具、母子手帳を必ず持参してください

月	日	時 間	場 所
1月20日(木)		午後1時10分～1時40分	川野辺(川辺理木知氏宅前)
		1時50分～2時20分	水分(神社下共同貯蔵庫前)
		2時30分～2時50分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
		3時～3時20分	桐山(金泉寺下)
1月21日(金)		午後1時10分～1時50分	森屋消防倉庫前
		1時55分～2時30分	森屋防除組合前
		2時40分～3時10分	役場庁舎前
		3時20分～3時50分	吉年(郵便局下)
1月27日(木)		午後1時10分～1時50分	小吹集会所前
		2時～2時30分	中津原集会所前
		2時40分～3時	下東阪集会所前
		3時10分～3時30分	上東阪(伏井林吉氏宅上)
		3時40分～4時	千早(千早老人憩いの家前)
28日(金)		午後1時30分～3時30分	小吹台連絡所

◎◎今回より時間を少し変更して実施いたします
尚時間については相談者の多少により前後する
場合がありますのでご了承ください

昭和五十八年度

保育所入所申請受付中

村では、母親が家事以外の労働に従事していたり、あるいは疾病にかかっている等、家庭において子供の保育ができない人のために、つぎのとおり保育所の入所申請受付を行なっています。

入所を希望される方で、まだ入所の申請をされておられない方は、期日までに申請してください。

なお、受け付けの際に面接を行ないますので、あらかじめ必要書類に記入並びに証明等をすませておいてください。

※入所申請受付期間
一月十日～一月末まで

※入所申請受付場所
村役場住民課

※申請に必要な書類

ボランティアの募集

家にしこもりがちで、知恵おくれの子供たちを集めて、簡単な手仕事をさせる福祉作業所を作るために、その世話をしていただく方をさがしています。週二、三回の奉仕です。住民課福祉係までご連絡ください。
電話二〇〇八一

水道の冬じたく

これからの季節、夜になりますとマイナス0度〜5度と下がり、水道管を保護してない家庭では、凍結及び破裂に繋がります。

このようにならないよう早く冬じたくを。

(1) 水道管の凍結を防ぐには露出している水道管及び

じゃ口には、縄・フェルト・布・保温チューブなど巻きつけて保温に注意してください。

(2) 水道が凍って水が出ないとき布やタオルを巻きつけてその上から、ぬるま湯をゆっくりとかけます。但し、この場合急に熱湯をかけると、水道管やじゃ口が破裂する場合があります。

(3) 水道管が破裂した場合あわてず止水栓をとめてから

役場水道課又は、村水道公認業者に連絡してください。



▽北野水道設備工業

(川野辺一八一甲)

▽小吹台出張所

二〇五四七

▽山陽住宅設備機器

(森屋八七九)

二〇二三八

▽金剛設備工業

(吉年二二二二)

二一〇八六

昭和五十七年度

医療施設従事者届について

医師、歯科医師、薬剤師及び従事保健婦、助産婦、看護婦(士)準看護婦(士)並びに歯科衛生士歯科技工士の方は、昭和五十八年一月十七日までに保健所まで届出をしてください。

なお、用紙は保健所にありますこの度、行政事務の簡素合理化に

に伴い、毎年実施されていたこの届出は、昭和五十七年より二年ごととなり次回は昭和五十九年末の実施となります。

◆問い合わせ先

大阪府富田林保健所

☎〇七二二二二二二六八

▽阪南水道建設千早営業所
(千早一四六の二)
四〇三三〇
▽大浦水道ポンプ
(東阪五三二)
二〇二〇八

千早赤阪村

職員採用

◆初級土木職(技術)一名

受付1月17日〜2月25日

試験日は追って通知

受験資格 高校卒以上

昭和58年1月1日現在

満三十才以下の者

問い合わせ先

食糧管理法の改正

改正理由

食糧管理法は、昭和十七年に制定され戦中、戦後の食糧の絶対不足を前提としており、配給制度という公平配分を目的としたものでした。

そのため需給の変動や、消費者ニーズへの即応に困難が生じたり購入券規制や個人間の非営利的譲渡行為の原則的禁止など実態と制度との間に、かい離が生ずることとなりました。そこで需給事情の変動、消費者の需要の多様化などに的確に対応しつつ、国民の必要とする米を安定供給できるような制度を確立するため今回の法改正が行なわれました。

法改正の内容のあらまし

今回の改正は国民の必要とする米を政府が責任をもって管理するという制度の基本を維持しながら需給事情の変動、消費者ニーズの多様化などに的確に対応し、国民に安定供給する制度を確立するた

試験案内、その他のお問い合わせは千早赤阪村役場総務課へ(☎二〇〇八一番)

◆保健婦
◆受付 一月二十日(木)〜二十日(木)

◆採用人員 一名

◆年齢 四十歳未満の者

◆原動機付自転車以上の免許証所持者

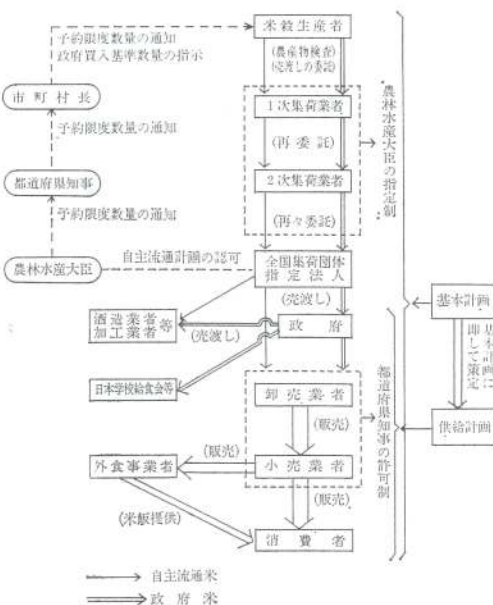
◆提出書類
履歴書、身上書 各一通
健康診断書 一通
(各自治体公立の病院又は保健所で受診したもの)
詳細については、住民課までお問合せください。

めものものです。

その骨組みとなる主な改正点は次のとおりです。

一、厳格な配給制度の廃止
配給割当、配給計画や米穀通帳

●米穀流通制度の仕組み



の発給といった配給統制のしくみは通常時廃止することとなりました。但し需給が逼迫時には配給制度を発動しうる事としました。

二、基本計画及び供給計画の策定
政府は米穀管理の基本的準則としてこれを公示することにより関係者指針とすることになりました。この基本計画に即して、都道府県段階までの具体的な供給計画を策定する事となりました。

三、流通業者の地位と責任の明確化
集荷業者及び卸小売業者等の販売業者は、生産者から消費者までの米の流通を担う重要な役割をはたすこととなりますので、この流通ルート特定化し、国及び都道府県の監督のもとに置くことにしました。

四、個人間の流通規制の緩和
個人間の非営利的譲渡行為については規制の意味がなくなりましたので、これを解除することになりました。以上が今回の主要な改正事項です。詳しくは産業建設課までお問い合わせください。

生きてゆく権利

テレビで見た、ある出来事から
の話である。
夏休みのある日の夕方、テレビ
のチャンネルをまわすと、「小脳
児」だったかどうか、はっきり配
憶にないが、そんな人たちの事につ
いて放送していた。その時、私
の手はとまった。というのも、私
は、こういう事に興味を持ってい
たからである。

心と力をひとつに

割に知能がおく
れているのであ
る。例えば身体
成長は三十歳ぐ
らいだとしても
精神年齢は八歳
ぐらいしかない
のだ。

えっているそうである。
ある新聞記者が、その工場に
勤めている女の人たちにインタビ
ューをしている。
「お母ちゃん、会いにきてくれ
る？」
「うん、ときどきね。」
「大きくなったら、何になりた
いの？」

「お嫁さん。」
その時、その記者は、ハンカチ
で目を押えていた。
彼女たちは、年一回、街に出る
ことがある。

その時、彼女たちのことを知っ
ている人たちが
「あはや。あはや。こいつら」
と彼女たちに向かってさげふ。
彼女らは何も知らず、ただ、これ
こそ笑うだけである。私は、これ
を見てむしろ悲しくなった。
何もできないこのような人たち
にむかって、相手になっている人
達が憎くなった。

彼女たちは、汗をながし、一生
けん命仕事をして、この一瞬を精
一ぱい生きている。この尊い生き
方をしてる人に対し、どんな権
利があって、そんなことをいっ
たのさ。

私は初め、興味半分で見えて
いたが、いつしか深い憎悪な気持ち
がこみあげてくるのを覚えた。
人間、だれにも生きる権利があ
る、その権利をだれも奪えない。
人は、みかけ、形だけでないの
だ、ということを私は声を大きくし
てさげふたい。

(一九七七年、本村中学校入
権作文集より)

保育園児にお菓子のプレゼント

去る十二月二十一日、村第一保
育園へ、富田牛乳組合(梅川日
出夫会長、十七加盟店)の代表者
が訪れ、園児一人ひとりにお菓子
をプレゼントされました。園児た
ちは思いもかけぬ贈りものに大喜
びで、本当にうれしそうに顔が印
象的でした。

昭和五十八年度 小学校・中学校への 就学について

(二一〇〇八二)

昭和五十八年四月一日より、小
学校及び中学校新一年に就学を予
定されている保護者の方に、就学
通知(一月下旬郵送)をいたしま
す。就学通知が到着いたしました
ら内容をよくお確かめください。
なお、入学についてのご相談や
詳しいお問い合せがありましたら
千早赤阪村教育委員会まで。

●就学予定者

小学校新一年	昭和五十八年四月二日から昭和五十九年四月一日までの間に生れた者
中学校新一年	昭和四十五年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生れた者

セミ・ジュニアリーダー 研修全日程終了

昭和五十七年度、セミ・ジュニ
ア・リーダー研修会を三回にわた
って実施し、去る十二月十一日の
講習で全日程を終了し、受講した
六十二名のリーダーに終了証を教
育委員会より渡されました。

今年度は

- 第一回 リーダーとしての条件
 - 第二回 キャンプ実習
 - 第三回 クリスマス講習
- の三回の研修会でしたが、次年度
は、本村の青少年の健全な発達
のために内容を充実させた研修を
実施したいと思えます。

青少年指導者 募集!!



村内の高校生、大学生のみなさ
ん!!
あなたも青少年の指導者として
活やくされませんか。

現在は、戦後第三のピークとい
われる程、青少年非行が多く、か
つ低年令化、悪質化しています。
その中で、あなた方の若い力を
青少年指導活動で汗をながしてい
ただきたいのです。

- 次にあげるような活動に興味の
ある人は、教育委員会事務局に申
し込んでください。
- (一)野外活動(キャンプ等)
- (二)スポーツ(サッカー・スキー等)
- (三)音楽(ギター等)

金剛山交通規制

金剛山の冬山シーズンがまじり
ました。今年も耐寒登山などで、
特に混雑する一月九日・二月二
七日までの日・祝日に、次のとおり
マイカーの規制が行われます。

- 一、府営駐車場、民間駐車場が満
車になります。府道富田林五
線と府道河内長野千早城跡線の交
差する新千早トンネルで、金剛山
方面への通行が規制されます。

尚、府道河内長野千早城跡線
由では、駐車場の状態とは関係な
しに午前八時三十分より小深の交
差点より通行できませんので、ご
注意ください。

- 二、通行禁止道路通行許可証を受
けておられる方は、標章を必ず使
用車両前方に明示し、許可証は所
持してください。
- 三、道路の凍結、積雪時に、チェ
ーンをつけていない車両は、乗入
禁止されます。

四、親戚・友人等で金剛登山され
る方から問い合わせ等がありました
ら、なるべく電車・バスを利用さ
れるようお願いしてください。

五、観光バスにつきましては、日
・祝日及び平日においても規制が
ありますので、役場観光課までお
問い合わせください。

※ 期間中、村民の皆様には大変
ご迷惑をおかけ致しますが、ご
協力の程よろしくお願い致します
(お問合せは
役場観光課 二一四四七)

行事予定表

58年

1月



10月	保育所入所受付 10日～31日まで 役場住民課 10ヶ月児健診(富田林保健所) 12:30～13:00
11火	一般ゴミ収集日
12水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30～11:00 精神衛生相談(富田林保健所) 9:30～12:00 自動車文庫(小吹台) 12:50～14:10
13木	粗大ゴミ収集日
14金	一般ゴミ収集日 精神衛生相談(富田林保健所) 13:00～16:00
15土	成人の日 千早赤阪村成人式(自然休養村センター) 10:00～11:30
16日	
17月	3ヶ月児健診(富田林保健所) 12:30～13:00
18火	自動車文庫(役場) 11:10～11:50 一般ゴミ収集日
19水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30～11:00
20木	赤ちゃん会(川野辺、水分、二河原辺桐山、) 自動車文庫(奥千早) 11:20～12:00 心配ごと相談所 13:00～15:00
21金	3才児健診(富田林保健所) 12:30～13:00 早朝尿持参の事 一般ゴミ収集日 精神衛生相談(富田林保健所) 13:00～16:00 赤ちゃん会(森屋2カ所、役場、吉年)
22土	
23日	
24月	10ヶ月児健診(富田林保健所) 12:30～13:00
25火	一般ゴミ収集日
26水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30～11:00
27木	資源ゴミ収集日 赤ちゃん会(小吹、中津原、上・下東阪、千早)

28金	精神衛生相談(富田林保健所) 13:00～16:00 赤ちゃん会(小吹台) 一般ゴミ収集日
29土	
30日	
31月	

2月



1火	一般ゴミ収集日
2水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30～11:00
3木	心配ごと相談所 3才児健診(富田林保健所) 12:30～13:00 早朝尿持参の事 一般ゴミ収集日
4金	
5土	青少年教育講演会(自然休養村センター) 13:30～
6日	
7月	3ヵ月児健診(富田林保健所) 12:30～13:00
8火	一般ゴミ収集日 妊婦教室(富田林保健所) 13:00～
9水	自動車文庫(小吹台) 12:50～14:10 一般健康相談(富田林保健所) 9:30～11:00
10木	粗大ゴミ収集日
11金	建国記念の日 一般ゴミ収集日
12土	
13日	
14月	10ヶ月児健診(富田林保健所) 12:30～13:00 所得税還付申告(住宅取得控除等)受付(小吹台) 10:00～16:00

休日診療所

富田林病院正門左側
向陽台一丁目3-38
TEL 8-1333

診療日 日曜日・祝日
年末年始(12月30日～1月4日)
診療科目 内科・小児科
受付け 午前10時～11時半
午後1時～4時半